

地球電磁気・地球惑星圏学会国内出張旅費内規

2013年8月16日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、地球電磁気・地球惑星圏学会（以下、「学会」という。）の役員、委員、並びに学会が依頼した者の国内の出張旅費を定めるものである。

(旅費の構成)

第2条 旅費は、交通費、日当及び宿泊費を支給する。

(交通費)

第3条 出張の起点は、出張者の勤務地又は自宅とする。

第4条 交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算しなければならない。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により出張し難い場合には、その現に出張した経路及び方法によって計算する。

(日当)

第5条 日当は日額2,000円とし、宿泊しない日は支給しない。

(宿泊費)

第6条 宿泊費は実費を支給し、その上限額を別途定める。

2 この内規により難い場合は、事前に運営委員会との協議により決定した額を支給する。

(パック料金の取扱い)

第7条 交通費と宿泊費が一体になったチケットを利用する旅行等では、当該料金を交通費と宿泊費の支給額とする。

(日当、宿泊費の辞退)

第8条 出張者が日当又は宿泊費の受領を辞退した場合には、当該経費は支給しない。

(大会の例外事項)

第9条 日本地球惑星科学連合大会および地球電磁気・地球惑星圏学会講演会への参加には、学会が依頼した者以外には出張旅費を支給しない。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、運営委員会の議を経て行う。

附則

1. 宿泊費の上限は、「東京大学旅費支給要領」の国内旅費・宿泊料のうち教職員（役員、副理事、教授、准教授及び部長以外のもの）の額の定めとする。
2. 本内規は2013年8月16日より施行する。

地球電磁気・地球惑星圏学会外国出張・招聘旅費内規

2013年8月16日制定

(趣旨)

第2条 この内規は、地球電磁気・地球惑星圏学会（以下、「学会」という。）の役員、委員、並びに学会が依頼した者が学会の用務で外国出張する場合および海外から日本に招聘する場合の旅費を定めるものである。

(旅費の構成)

第2条 旅費は、交通費、日当、及び宿泊費を支給する。

(交通費)

第3条 出張の起点は、出張者の勤務地又は自宅とする。

第4条 交通費は、原則として、鉄道、船舶、航空機、車の旅客運賃とその付属料金（特急料金、寝台料金等）を実費支給する。

- 2 航空運賃はエコノミー・ディスカウントクラス相当を基本とする。ただし、会長が必要と認めた場合にはビジネスクラス相当を支給することができる。

(日当)

第5条 日当は、日額4,000円とする。

(宿泊費)

第6条 宿泊費は実費を支給し、その上限額を別途定める。

- 2 この内規により難しい場合は、事前に運営委員会との協議により決定した額を支給する。

(日当、宿泊費の辞退)

第7条 出張者が日当又は宿泊費の受領を辞退した場合には、当該経費は支給しない。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、運営委員会の議を経て行う。

附則

2. 宿泊費の上限は、「東京大学旅費支給要領」の外国旅費・宿泊料のうち教職員（役員、副理事、教授、准教授及び部長以外のもの）の額の定めとする。
2. 本内規は2013年8月16日より施行する。